

## 山形県文化推進基本計画（仮称）について

## 1 位置づけ

「山形県文化振興プラン」（平成28年3月）

概ね10年間の文化施策の方向を示したもの。地方創生の動きを踏まえ、文化を通じた地域への愛着と誇りの醸成、文化を活かした観光や産業の振興、地域活性化を図る。

- 鑑賞機会の充実（多くの人が様々な文化芸術に身近に触れることのできる環境づくり）
- 県民の文化芸術活動への参加促進（いつでもどこでも誰でもが文化芸術活動に取り組むことができる環境づくり）
- 伝統文化の担い手等育成（地域に伝わる伝統文化の保存・継承を行う担い手・指導者や文化イベントを企画・立案する人材を育成）
- 文化に対する理解を深める（幼少期からの文化芸術体験など、文化に対する理解を深める取組みを進める）
- 文化芸術レベルを高める（多様な分野の文化芸術活動の交流等により、文化芸術レベルの向上をめざす）
- 山形の文化のブランド力を確立する（山形の文化を高め、効果的に国内外に発信し、山形の文化のブランド力の確立を図る）
- 交流の拡大や産業の振興を図る（山形の文化をインバウンドを含めた観光振興や産業振興、まちづくりに活かす）

## 文化振興プラン策定後の主な動き

## 【日本遺産等の認定・登録】

出羽三山など計4件の日本遺産認定や「新庄まつり」のユネスコ無形文化遺産登録などによる、本県の優れた文化資源を活用した国内外に発信する機運の高まり。

## 【東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、日本文化の魅力を国内外に発信し、交流人口の拡大、地域活性化を図る絶好の機会。大会終了後も引き続き交流が期待。

## 【山形県総合文化芸術館の開館】

全国規模の公演鑑賞の場、全県的な文化団体の発表や県内外の団体との交流の場、県内各地の文化活動の発信拠点や結節点となる山形県総合文化芸術館が平成31年度に開館。

## 【文化芸術基本法の改正】

文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、福祉、教育など関連分野の施策との連携による総合的な文化芸術政策を展開することを規定。平成29年6月改正。

## 【文化芸術推進基本計画（第1期）の策定】

国の今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（2018～2022年度）の文化芸術政策の基本的な方向性を示すものとして改正後の文化芸術基本法第7条に基づき初めて策定。

## 【文化財保護法の改正】

過疎化・少子高齢化など、文化財の滅失や散逸等を防止するとともに、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくための地域における文化財の計画的な保存・活用等を規定。平成31年4月施行。

## 「山形県文化基本条例」の制定（平成30年3月）

文化の推進に関する基本理念、県の責務、県民や文化団体等の役割、文化に関する施策の基本事項等を定め、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与する。

山形県文化基本条例第9条に基づく文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画、及び、文化芸術基本法第7条の2第1項に定める「地方文化芸術推進基本計画」として、新たに計画を策定する。

2 計画期間 平成31年度から平成35年度までの5年間

3 プロセス 文化推進委員会、文化団体等の意見を踏まえ、パブリックコメントを経て平成30年度内に計画決定